

# 建設業許可取得後の注意事項

山口県土木建築部

## 1 建設業法の遵守について

建設業法（以下「法」という。）は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められています。

工事の請負等（契約の締結、技術者の配置、下請代金の支払い等）に関しては、法を十分に熟知の上、遵守する必要があります。

### (1) 書面による契約

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に関する紛争を防ぐことが出来ます。

### (2) 技術者の配置義務

建設工事の施工にあたっては、技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者（3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円）を下請契約して施工する場合）を工事現場に配置しなければなりません。また、2,500万円（建築一式工事については5,000万円）を超える公共性のある工作物の工事（個人住宅を除くほとんどの工事。いわゆる民間工事も含まれます。）については工事現場ごとに専任でなければなりません（営業所の専任技術者は、現場に専任が必要な技術者にはなれません）。

なお、主任技術者及び監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあることが必要です。

### (3) 一括下請負の禁止

工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることは原則として禁止されています。

これらの他にも、工事の請負等に関しては、法を十分に熟知の上、遵守してください。

（国土交通省中国地方整備局のホームページ（<http://www.cgr.mlit.go.jp/index.htm>）に「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ & A」が掲載されていますので、参考にしてください）

## 2 標識の掲示について

許可を受けた者は、店舗及び工事現場毎に、規則で定める様式による標識（ ）を公衆の見やすい場所に必ず掲げなければなりません。

## 3 変更等の届出について

別紙の表「変更等の届出事項と提出書類」の変更事項等に該当する場合は、変更届出書及び添付書類を提出しなければなりません。（法第11条）

## 4 許可の更新について

法による許可の有効期間は5年間です。引き続き許可を得て建設業を営もうとするときは、許可の更新をしなければなりません。（法第3条第3項）

更新の許可申請書は、有効期間満了の日の30日前までに提出しなければなりません。

## 5 許可の一本化について

(1) 許可年月日の異なる許可を二つ以上受けている場合は、一つの許可の更新申請をする際、有効期間の残っている他の許可について、同時に一件の許可の更新として申請することができます。一本化しておく、それ以降の更新手続きが1回で出来て、それぞれの許可日で手続を行う場合に比べ手間が省けます。

(2) すでに建設業許可を受けている者が、他の建設業について許可の申請（追加、般特新規等）をしようとする場合には、有効期間の残っている従来の建設業の許可についても、同時に許可の更新を申請することができます。（追加＋更新、般特新規＋更新等）

ただし、この場合は、同時に更新をしようとする従来の建設業の許可の有効期間が、原則として1ヶ月以上残っていることが必要です。詳しくは申請時にご相談下さい。

**変更等の届出事項と提出書類**

変更等の事項	提出の否 ( × )		届出書の様式	添付書類	提出期限
	法人	個人			
1 許可申請書等の記載事項に変更があった場合の届出 (法第11条第1項、建設業法施行規則(以下「規則」という。)第8条、第9条) (1) 商号又は名称				商業登記簿の抄本(法人のみ)	変更後三十日以内
(2) 既存の営業所の名称、所在地又は業種				a 商業登記簿の抄本(登記に変更がある法人のみ) b 略図(所在地)、許可申請書の別表	
(3) 営業所の新設				a 誓約書(規則様式第6号)及び略図(所在地) b 建設業法施行令(以下「令」という。)第3条に規定する使用人の略歴書(規則様式第13号) c 専任技術者証明書(規則様式第8号(1)) d 次のいずれかの書面 (複数必要となる場合があります。) ア 実務経験証明書(規則様式第9号) イ 卒業証明書(法第7条第2号イに該当する者) ウ 資格証明書(技術検定合格証明書等)の写し(原本も持参してください) エ 指導監督の実務経験証明書(規則様式第10号)(特定許可の場合) e 商業登記簿の抄本(商業登記の変更がある場合) f 許可申請書の別表 新設の場合は、別途営業所調査を行います。	
(4) 資本金額		×		商業登記簿の抄本	
(5) 役員の氏名 ア 役員が退任した場合 イ 役員が就任した場合		×		商業登記簿の抄本 a 誓約書(規則様式第6号) b 略歴書(規則様式第12号) c 商業登記簿の抄本 d 許可申請書(規則様式第1号)の別表	
(6) 個人の事業主(許可申請者)の氏名	×			戸籍抄本又は住民票 婚姻等で氏名が変更する場合は、事業主自身が変更する場合は、新規の許可申請が必要です。	
(7) 個人の支配人の氏名	×			a 誓約書(規則様式第6号) b 令第3条に規定する使用人の略歴書(規則様式第13号) c 商業登記簿の抄本	
(8) 令第3条に規定する使用人(支配人、営業所長等)の新任				a 誓約書(規則様式第6号) b 令第3条に規定する使用人の略歴書(規則様式第13号)	

変更等の事項	提出の否 (×)		届出書の 様式	添付書類	提出 期限
	法人	個人			
2 決算関係書類の届出 (法第11条第2項)				a 工事経歴書(規則様式第2号又は第2号の2) b 直前3年の各営業年度における工事施工金額 (規則様式第3号) c <法人の場合> ア 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書 及び利益処分書(規則様式第15号~第17号) 付属明細書(様式第17号の2) イ 営業報告書(株式会社のみ) ウ 納税証明書(大臣許可は法人税、知事許可は 事業税) <個人の場合> ア 貸借対照表及び損益計算書 (規則様式第18号、第19号) イ 納税証明書(大臣許可は所得税、知事許可は事業税)	毎 営 業 年 度 経 過 後
3 使用人数等に変更があ った場合 (法第11条第2項)					四 月 以 内
(1) 使用人数				使用人数を記載した書面(規則様式第4号)	
(2) 令第3条に規定する使 用人				令第3条に規定する使用人の一覧表(規則様式第11号) [注]に記載の確認書類の提示が必要な場合があります。	
(3) 国家資格者・監理技術 者一覧表に記載した技術者				資格証明書等を持参してください。(添付不要)	
(4) 定款		×		定款	
4 経營業務の管理責任者、 専任の技術者 (法第11条第4項)				[注]に記載の確認書類の提示が必要な場合があります。	変 更
(1) 経營業務の管理責任者					後 二 週 間 以 内
(2) 経營業務の管理責任者 の氏名				戸籍抄本又は住民票(住民基本台帳ネットワークを利用した本人情報確認を希望しない場合) 婚姻等で氏名が変更する場合は。	
(3) 専任の技術者				次のいずれかの書面 (複数必要となる場合があります。) a 実務経験証明書(規則様式第9号) b 卒業証明書(法第7条第2号イに該当する者) c 資格証明書(技術検定合格証明書等)の写し (原本も持参してください) d 指導監督の実務経験証明書(規則様式第10号) (特定許可の場合)	
(4) 専任の技術者の氏名				戸籍抄本又は住民票の抄本(住民基本台帳ネットワークを利用した本人情報確認を希望しない場合) 婚姻等で氏名が変更する場合は。	

変更等の事項	提出の要否 (×)		届出書の様式	添付書類	提出期限
	法人	個人			
5 許可の要件を欠くに至ったとき (法第11条第5項) (1) 経營業務の管理責任者としての要件を欠くに至った又は経營業務の管理責任者を削除したとき				廃業届(全部又は一部の業種)が必要になる場合があります。  (変更の場合は除きます)	変更後二週間以内
(2) 専任の技術者としての要件を欠くに至った又は専任の技術者を削除したとき				(変更の場合は除きます)	
6 次の欠格要件に該当するに至ったとき (法第11条第5項) (1) 成年被後見人、被補佐人又は破産者で復権を得ない者				廃業届(全部又は一部の業種)が必要になる場合があります。	
(2) 禁錮以上又は法等に基づき罰金以上の刑に処せられた者					
(3) 営業に関し成年者と同様の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が(1)又は(2)に該当することとなったとき	×				
(4) 法人でその役員が(1)又は(2)に該当することとなったとき		×			
(5) 令第3条に規定する使用人が(1)又は(2)に該当することとなったとき					

**【注】新たな経営、専技、令第3条使用人がいる場合には、次の確認書類の提示が必要です。**

**1 当該営業所に在籍していることを証する書類**

対象：経營業務の管理責任者、令第3条に規定する使用人(支店長又は営業所長)、専任技術者

- a) 出勤簿の写し又は給与台帳(給与明細)の写し(直前3ヶ月)
- b) 住民票(県外大臣許可業者及び複数営業所がある場合)  
・単身赴任等の事情により、住民票の移動を行っていない場合は、支店長等が証明する在籍証明書又は住居の賃貸借契約書の写し等
- c) 辞令(社内報)の写し
- d) 健康保険証(表紙)の写し(自社への在籍が確認できるもの)

**2 令第3条に規定する使用人の権限を証する書類**

対象：令第3条に規定する使用人(支店長又は営業所長)

- a) 年間委任状(見積、入札、契約締結等の権限について)
- b) 委任状ではなく社内規則によっている場合はその写し

## 6 業種追加等について

現在許可を持っている業種以外の業種の許可を取得したい場合や、現在の一般（特定）許可を特定（一般）に変更する場合には、業種追加申請や般特新規申請が必要になります。

## 7 代替わり、法人成りにについて

個人事業主の方で、代替わり（父親から息子に事業を引き継ぐ等）や法人成り（法人を設立し、事業を引き継ぐ）の場合には、建設業許可を引き継ぐことは出来ません。新規許可申請をする必要があります。

なお、新規申請する場合には、事業を廃止する側（代替わりの場合の先代事業主や法人成りの場合の個人事業主）は廃業届を提出する必要があります。

## 8 廃業等の届出について

次の表の届出事由に該当する場合は、届出書を提出しなければなりません。（法第12条）

届出事由	届出者	届出の書式	期限
許可に係る建設業者（個人）が死亡したとき	相続人	（規則様式 第22号の4）	三十 日 以 内
法人が合併により消滅したとき	役員であった者		
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人		
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人		
許可を受けた建設業を廃止したとき	当該許可に係る建設業者であった個人又は法人の役員		

提出書類（申請書、変更届等）の提出部数は次のとおりです（申請者または届出者の控えを含みます）。

許可区分	提出部数
大臣許可業者	正本1部、写し（山口県以外の営業所がある都道府県数+3）部
知事許可業者	正本1部、写し2部

## 9 罰則等について

許可申請書に虚偽の記載をした場合、変更届出書を提出しなかった場合、又は規定の標識を掲げなかった場合等は、懲役・罰金・過料等の罰則が科せられる場合があります。また、法に規定する事項に違反した場合は、許可の取消し又は営業の停止等の処分を受ける場合がありますので注意してください。（法第28条、第29条、第45条から第49条まで）

## 申請（届出）書類の提出窓口

次に掲げる各土木（建築）事務所の総務課総務係

土木（建築）事務所	所在地	電話番号
大島土木事務所	大島郡周防大島町久賀 5 3 8 7 - 2	0820-72-0030
岩国土木建築事務所	岩国市三笠町 1 - 1 - 1	0827-29-1540
玖珂土木事務所	玖珂郡玖珂町 6 2 6 2 - 4	0827-82-2531
柳井土木建築事務所	柳井市南町 3 - 9 - 3	0820-22-0396
周南土木建築事務所	周南市毛利町 2 - 3 8	0834-33-6471
防府土木建築事務所	防府市駅南町 1 3 - 4 0	0835-22-3485
山口土木建築事務所	山口市神田町 6 - 1 0	083-922-1070
阿東土木事務所	阿武郡阿東町大字生雲中 1 6 6 - 5	08395-4-0031
宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町 1 - 1 - 5 0	0836-21-7125
美祢土木事務所	美祢市大嶺町東分沖田 3 4 4 9 - 5	0837-52-1105
下関土木建築事務所	下関市貴船町 3 - 2 - 1	0832-23-7101
豊田土木事務所	下関市豊田町矢田 4 3 0 - 1	0837-66-0185
長門土木建築事務所	長門市東深川 1 8 7 5 - 1	0837-22-2920
萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田 5 3 1 - 1	0838-22-0043

旧菊川町、豊田町、豊北町については豊田土木事務所が窓口になります。

## 申請書の販売窓口

(社)山口県建設業協会の各支部

支部	所在地	電話番号	
大島	大島工友会館内	大島郡周防大島町向津原 2 5 4 1	0820-72-0277
岩国	岩国建設会館内	岩国市麻里布町 3 - 8 - 1 7	0827-21-6215
柳井	柳井土木建設業協同組合内	柳井市南浜 1 - 3 - 2 0	0820-22-0233
玖珂	玖西土木協会内	玖珂郡玖珂町鞍掛	0827-82-2125
周南	徳山建設会館内	周南市毛利町 3 - 1 4	0834-21-2355
防府	防府建設会館内	防府市駅南町 1 9 - 9	0835-24-3003
山口	(株)山口交友会館内	山口市湯田温泉 1 - 3 - 3	083-922-1120
宇部	宇部建設会館内	宇部市朝日町 2 - 2 2	0836-31-5979
下関	(社)下関土木協会内	下関市貴船町 3 - 1 - 3	0832-22-6793
豊田	(社)豊田土木協力会内	下関市豊田町大字矢田 4 2 8	0837-66-0253
美祢		美祢市大嶺町東分 3 4 5 9 - 3	0837-52-0403
長門	長門建設業会館内	長門市東深川 1 3 1 7 - 2	0837-22-2325
萩	萩建設会館内	萩市江向 5 4 8	0838-25-2526
阿東	(社)阿東土木工友会内	阿武郡阿東町生雲中 1 6 9 - 1	08395-4-0118

なお、国土交通省のホームページからダウンロードすることも出来ます。

(アドレス <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/kyoka04.htm>)

## 問い合わせ先

上記各土木（建築）事務所及び、監理課（県庁 1 1 階 山口市滝町 1 - 1 083-933-3629）